

# 介護給付適正化事業の取組状況

給付適正化係

# 説明の流れ

- 1 介護給付適正化事業の概要
- 2 ケアプラン点検
- 3 住宅改修の点検
- 4 医療情報との突合
- 5 第三者行為による届出

# 1 介護給付適正化事業の概要

# 介護給付適正化事業の目的

- 高齢者等が**可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる**ようとする。
- サービス利用者が心身状態に合致した真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことで、**適正なサービスを確保**する。
- 請求誤りや不適正な給付を発見し、適正なサービス提供と介護給付の効率化を図ることで、介護保険制度への信頼を高め、**持続可能な介護保険制度を構築**する。

介護給付適正化の計画策定に関する指針について  
(令和5年9月12日、老介発0912第1号)

# 前橋市が行う給付適正化主要3事業

- 1 要介護認定の適正化
- 2 ケアプラン点検(住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査含む)
- 3 医療情報との突合・縦覧点検
  - 介護給付適正化の計画策定に関する指針について(令和5年9月12日、老介発0912第1号)
  - まえばしスマイルプラン(第9期介護保険事業計画)

## 2 ケアプラン点検

# ケアプラン点検の目的

ケアマネジメントのプロセスを踏まえ

利用者の「尊厳の保持」、「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、

介護支援専門員及び保険者両者の「気づき」を促し、

「学び」につなげるとともに

「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追及し、

「利用者の尊厳」を確保すること。

# ケアプラン点検の流れ

1 抽出

一定条件に当てはまる被保険者を抽出する

2 通知

事業者に対し、ヒアリングシート及びケアプランの提出を求める

3 提出

郵送若しくは窓口にご提出いただく

4 点検

チェックリスト及び、ケアプラン点検支援ツールを用いて点検する

5 面談

必要に応じ、面談にてヒアリングを行う

6

面談を行った際は、ケアプラン点検支援ツールの結果フォームにて結果を通知する

# 令和7年度ケアプラン点検実施状況

## ■ 居宅介護支援事業所

(R8年1月末時点)

1	不必要的可能性のある電動車いす貸与	
2	重度者への福祉用具貸与	
3	軽度者への福祉用具貸与	
4	短期入所が認定有効期間内利用率半数超過	
5	福祉用具の貸与と販売の選択	112件
6	認知症軽度者への認知症対応型通所介護	
7	区分支給限度額100%超過	
8	生活援助の規定回数超過	
9	高齢者向け住まい対策(同法人居宅、同法人事業所)	
10	居宅介護支援事業所単位(限度額70%、訪問介護60%以上)	

## ■ サービス提供事業所事業所・施設

認知症加算、認知症専門ケア加算、日常生活継続支援加算

30件 + 4施設

# 点検結果(全体的な傾向)

## 全体的 傾向

- ほぼ全例、丁寧なアセスメントにより、利用者及び家族等の意向を踏まえたケアプランが作成されてた。
- ごく一部ではあるが、担当している利用者全員のアセスメントがない、プランの同意を得ていない事例があった。

## アセス メント

- 課題分析標準項目が新しくなっています→**介護保険最新情報vol.1178**参照
- 本人ができることは何か、自立支援・重度化防止のために必要なことは何か  
(例:入居施設の都合でサービスを当てはめていませんか)

## 居宅 サービス 計画書

- 1表「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」  
発言内容のみでなく、利用者がどのような生活を送りたいか課題分析の結果をまとめ記載する。
- 長期目標・短期目標において、評価が困難と思われる曖昧な表現(安全に、無理なく等)を避ける。
- **本人の役割**も記載する。
- **居宅療養管理指導**の算定について、認識が曖昧な事例が複数例見受けられた。  
→ケアプランへの位置づけは必須ではないが、利用者の状況を把握するため、ぜひ記載しましょう。

## 加 算

- 医師の所見の確認が不十分なことで、返還となった事例があった。
- 加算要件を満たしていることを確認した上で算定すること。

# 点検結果(注意が必要なケアプラン)

## 軽度者(要介護1以下)への福祉用具貸与

- 例外給付の条件を満たすが、「軽度者への福祉用具貸与に関する確認依頼書」の提出がなかった事例 3件
- ヒアリングシートを送付した時点で給付要件を満たさないことが判明しており、自主返還した事例 1件



- 福祉用具貸与の例外給付が必要な場合には、市ホームページ掲載の「簡易フローチャート」に沿って手続きを行ってください。
- 特殊寝台及び特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、自動排泄処理装置の例外給付を行う際は、市への「軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書」の提出が必要です。
- **確認依頼書は貸与前の提出が原則**です。末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合は事前連絡をしてください。
- 例外給付は、**加齢により通常誰にでも起こりうる事象は事由になりません**。医師の所見にて、①疾患名、②疾患により引き起こされる症状、③必要な用具、以上の3点を確認することがポイントです。
- 市ホームページ→検索「前橋市 例外給付」 **※Q&Aを追記しました**  
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/11112/7615.html>

# 点検結果(注意が必要なケアプラン)

## 重度者への福祉用具貸与(福祉用具の貸与・購入調査)

- 入居施設から福祉用具貸与の指示があった事例が数例あった
- 立ち上がり及び寝返りができない利用者に、徘徊感知機器が貸与され、返還となった事例があった



- 課題分析の結果から、利用者の状態に合ったサービス内容を検討し、プランに位置付けてください。
- 徘徊感知機器は「徘徊の防止」が目的です。「転落の感知を通報するため」の利用である場合には、**保険請求はできません**。
- ポイントは、**利用者が自ら動き出して徘徊する可能性があるかどうか**。
- 令和元年12月2日前橋市事務連絡『福祉用具貸与における「認知症老人徘徊感知機器」の取扱いの再確認について(事務連絡)』を再確認してください。

# 点検結果(注意が必要なケアプラン)

## 福祉用具の貸与と販売の選択

- 貸与と販売のプロセスとしては、介護支援専門員からの制度説明後、ケアプランの原案作成及びサービス担当者会議での協議を踏まえ、利用者等が貸与又は販売のいずれかを選択することとされる。
- 特養入所を見込んで貸与から販売に切り替えてもよいかとの問い合わせあり。



- 施設サービスにおいては、通常の介護に必要とされる備品や物品は施設が配備することが原則
- 特養等の入所を見込んでの、貸与から販売への切り替えは保険給付対象外となり、返還を求める可能性がある

# 点検結果(注意が必要なケアプラン)

## 高齢者向け住まい

- 住まいと同法人居宅、同法人サービス提供事業所を選択する事例は多いが、ほとんどのケアマネが他事業所も選択できることを説明していた。
- 特定のサービスが頻回に設定されている事例が見られた。



「大丈夫？知らず知らずのうちに”不適切なケアマネジメント事例”を作り出していましたか？」 2022年3月株式会社日本総合研究所編」より

1	個別性の欠如	<input type="checkbox"/> 本人の希望よりも、特定法人(住まいと同じなど)のサービスを優先したプランになっていないか <input type="checkbox"/> 「同じ住まいに住んでいる=同じようなニーズ」と考え、個別アセスメントが十分でないまま、同じサービスをプランに組み入れていないか
2	過剰なサービス	<input type="checkbox"/> 住まい併設のデイサービスなどを積極的に活用するよう取り決めがされていて、ご本人の要望や状態に関係なく、併設された事業所のサービスの利用をプランに組み込んでいないか <input type="checkbox"/> ご本人の希望もないのに、区分支給限度基準額に余裕があるだけで、容易にサービスを追加していないか
3	サービス不足	<input type="checkbox"/> 住まいとの間で優先的に活用が取り決められているサービスが区分支給限度基準額を使っているため、より必要なサービスを追加できなくなっていないか <input type="checkbox"/> アセスメントが法定のタイミングのみで、形だけになっていないか <input type="checkbox"/> 住まいと同じ法人には医療系サービスがない場合などに、その法人の別サービスを優先していないか
4	事業所選択の権利侵害の懸念	<input type="checkbox"/> 本人が他の事業所のサービスを希望しているのに、十分検討せず、同法人の事業所を優先していないか <input type="checkbox"/> 住まい側からの指示がなくても、なんとなくの「配慮」で、同法人の事業所をプランに組み込んでいないか <input type="checkbox"/> 住まいと同法人が運営するサービスに移行するのが当たり前の雰囲気になっていないか
5	ケアマネジメントサイクルの問題	<input type="checkbox"/> なるべくケアプランを変更しない方針がないか(新たな情報が届いたり、大きな変化が合っても状況確認しない等) <input type="checkbox"/> 入居時にケアプランの説明をしない、相談時に施設職員が対応している、居室の状況を確認していない

# 届出等が必要なケアプラン

## 短期入所の有効期間半数超過

→ 「短期入所サービス長期理由書」

検索「前橋市 短期入所」<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/gyomu/5/4328.html>

- 認定有効期間の**半数を超える前に提出してください。**
- 理由書の提出＝半数超過を許可するものではありません

## 生活援助規定回数超過

→ 「訪問介護(生活援助中心型)の回数  
が多いケアプランの届出書」

検索「前橋市 生活援助中心型」  
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/gyomu/5/17011.html>

- 当該居宅サービス**計画を交付した翌月末までに**  
届け出てください。
- 地域ケア会議やケアプラン点検において、検証・助言を行なうことがあります。

## 居宅介護支援事業所単位(区分支給限度額70%超・訪問介護60%超)

→ 市からの求めにより、「利用者基本情報」「課題分析表」「サービス計画1~5表」を提出

# 好事例のケアプラン

注意)個人が特定されないよう、担当のケアマネさんの了承を得て、表現を一部変えています。

第1表

利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果	本人:座つてると <b>腰が痛い</b> 家族:動くことはできないが、 <b>おしゃべりはできる</b> 。本人のペースで生活してほしい。  課題分析の結果:  ベッド上の生活になっている。 <b>褥瘡や拘縮が悪化を予防</b> することが重要。  <b>他者との交流</b> や時代劇のTV鑑賞など <b>楽しみを再開</b> できるとよい。
------------------------------	---

- 利用者「腰が痛い」 → 褥瘡や拘縮の悪化防止といった将来起こりうるリスクについて言及している
- 家族「おしゃべりはできる」 → 他者との交流に言及している
- 「楽しみの再開」という前向きな表現

利用者・家族の意向と  
課題分析の結果に関連性がある

# 好事例のケアプラン

注意)個人が特定されないよう、担当のケアマネさんの了承を得て、表現を一部変えています。

第2表「長期目標・短期目標」

生活全般の解決すべき課題	長期目標	期間	短期目標	期間
整った環境で安心して過ごしたい	身の回りのことでストレスなく、気持ちよく過ごすことができる。	R○.○.○～R○.○.○	衣類の片付けや簡単な整理等、できていることを今後も継続できる。	R○.○.○～R○.○.○
安全に入浴し清潔を保持したい	見守りや介助を受けながら安心して入浴することができる。	R○.○.○～R○.○.○	手の届くところは自分で洗う。	R○.○.○～R○.○.○

- 短期目標は、長期目標を達成するために段階的に設定する具体的な活動の目標。まずはやってみようと思える内容であることがポイント！
- 短期目標において、本人の取組が具体的にイメージできる。
- 「安心」「安全」「ストレスなく」…人によって判断が異なる、どう評価するか

評価することを踏まえた記載を！  
(使用を妨げるものではありません)

# 好事例のケアプラン

注意)個人が特定されないよう、担当のケアマネさんの了承を得て、表現を一部変えています。

第2表「サービス内容」

長期目標	期間	短期目標	期間	サービス内容
生活に楽しみを持つことができる。	RO.○.○～ RO.○.○	活動的に過ごす ことができる。	RO.○.○～ RO.○.○	日用品の買物に同行する ・転倒に注意し、必要時介助する。 ・本人に商品を選んでもらい、支払は見守る。 ・買物がない場合は、屋外散歩又は洗濯を 一緒に行う。洗濯をたたむときは手順の声 かけを行う。

- 「単なるサービス内容」の記載だけでなく、目標を達成するために必要な支援のポイント、セルフケア及び家族の役割などを記載しましょう。

# 好事例のケアプラン

注意)個人が特定されないよう、担当のケアマネさんの了承を得て、表現を一部変えています。

第2表 同一種目の福祉用具複数貸与

長期目標	期間	短期目標	期間	サービス内容
活動的な日常生活を送ることができる。	RO.○.○～ RO.○.○	買物や外出を安全に行うことができる。	RO.○.○～ RO.○.○	・電動車いす貸与(買物) ・自走型車いす貸与(マンション内)
現在の身体機能が維持できる。	RO.○.○～ RO.○.○	転倒を予防し、身の回りのことが行うことができる。	RO.○.○～ RO.○.○	・自走式車いす貸与(屋内)  ※独居のため、拭いて使用することが困難

- アセスメントを踏まえ、真に必要とされる場合のみケアプランに位置付けることができます。
- 福祉用具をどのように使い分けるのかについて記載しましょう。
- サービス担当者会議等で、代替案がないか等、多職種で検討し、記録してください。

### 3 住宅改修の点検

## 点検の目的

- 住宅改修費の支給を受ける場合に、「自立支援」の観点から見て適切な内容となっているかを点検することで、利用者の身体の状況に応じた必要な利用を推進する。

## 点検の実施方法

- 申請書類の全件点検 ※審査時に保健師等が確認
- 理学療法士等による現地調査(必要に応じて)

## 点検項目

- 戸などの重さを軽くする目的の改修工事
- 生活動線の確認が必要な場合
- 工事状況(固定の有無など)

## 4 医療情報との結合

## 点検結果

点検項目	点検件数	請求誤り
①医療機関の入院日数と介護保険施設等の入所日数の合計が1月を超えているもの	8	4
②医療機関の入院日数が半月以上あるのに対し、福祉用具貸与の請求が1月分で請求されているもの	16	0
③当月中は医療機関に入院していたものに対し、(看護)小規模多機能型居宅介護の請求が月包括で請求されているもの	0	0
④在宅時医学総合管理料を算定する利用者に対して、(予防)居宅療養管理指導(Ⅰ)が請求されているもの	15	15

(R8年1月末時点)

## 留意点

- (看護)小規模多機能型居宅介護について、入院により通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月については、利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきとされています。
- 医療機関へ入院している者が外泊時に利用した居宅サービスについては、外泊時費用の算定の有無に関わらず、介護保険において算定することはできません。

## 5 第三者行為による届出

# 第三者行為による介護保険サービス利用時の届出

## 第三者行為とは？

- 交通事故等が原因で要介護状態になったり、介護度が重症化した被保険者が介護サービスを利用する場合、その費用は本来加害者である第三者が負担すべきものである
- 介護保険給付分(9割、8割、7割)は保険者が一時的に負担し、その後加害者(損保)へ請求する  
→**第三者行為損害賠償求償事務**

## 届出の義務化

- 介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることが出来ます。
- ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、市区町村が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。
- 市区町村が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成28年4月1日から、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となりました。
- 交通事故等により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、お住まいの市区町村の介護保険部局の窓口へ届出をお願いします。

持続可能な介護保険制度の構築のため  
介護給付適正化事業へのご協力を  
お願いいたします

ご視聴ありがとうございました